令和 年 九月 + 九 H

第 百 九 号

次

目

則 (第五十七号)

規

○福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の 部を改正する規

則

○収納代理金融機関の指定の 示 一部改正

会

計

課

应

(児童家庭課)

告

(第七百四十四号

選挙管理委員会

○資金管理団体の指定取消届の 部訂正

市町村支援課)

应

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正す

る規則

正

誤

(人事委員会事務局給与公平課)

め

五

○福岡県旅館業法施行細則の

部を改正する規則

(令和)

二年六月福岡

県規則

中正誤

規 則

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の 部を改正する規則を制定し、

に公布する。

令和一 二年九月二十九日

福岡県規則第五十七号

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 昭 和五十七年福岡県規則第三十号)

1

0) 部を次のように改正する。 五条の見出し中

「繰上償還」を

「繰上償還等」に改め、

同条第一

項中

繰上償還

に改め、

同条第一

二項中

「前項

の申

出

書

を

前

項

の規定

め

増 刊 (1)申出 書 を

により 償繰. 湿 届 出 表上償還申出表 償還 届出書 書書 に 繰上償還通知書」 を 繰 上 償還通知書」 に改

申出者 項を加える の 下 に 「又は届出者」 を加え、 同項を同条第二 一項とし、 同条第 項の次に次

令第八条第四 項 令第三十一 条の六第四項及び令第三十七条第四項の規定により 旣

に交付を受けた貸付金を償還することとなつた者は、

遅滞なく、

書書

に当

2

該償還に係る大学等修学支援 (令第七条第三号ロに規定する大学等修学支援をいう。 償 還 届 出 書繰上償還申出書

らない。 を受けることとなつた日及びその額が分かる書面を添えて知事に届け出なければな

る 第十六条第 「第三十一条の六第六項」 項中 「第八条第五項」 「第三十七条第五項」を を 「第八条第六項」 に、 「第三十七条第六項」 第 二十一条の六第五項

様式第一号中

連帯保証人の公正証書	法定代理人の同意書 (借用書裏面)		法定代理人の同意書 (借用書裏面)	
0				
0				
	0		0	
	0		0	
	0		0	
	0		0	
	0		0	
にを				

改める。

福岡県知事

小

Ш

洋

様式第六号、 様式第二十七号及び様式第二十八号を次のように改める。 様式第七号及び様式第十号中「舟5%」 を「弁3%」に改める

定期発行日 每週火金曜日 様式第27号(第15条関係)

繰上償還申出書 償 還 届 出 書

年 月 日

福岡県知事 殿

申出	Į.		
届出	人	住所	
		氏名	印

繰上償還 申し出ます。 (一括・一部)を 次のとおり 届け出ます。

資 金 名	(母子・父子・寡婦)	資金
貸付決定番号	第	号
(繰上)償還額		円
償 還 期 日	年 月 日	
理 由		

注 大学等修学支援を受けることに伴う償還の届出にあっては、当該大学等修学支援 を受けることとなった日及びその額が分かる書面を添付すること。

様式第28号(第15条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(繰上) 償還通知書

殿

福岡県知事 氏名 印

さきに申出
 のあった繰上償還
 償(一括・一部)について次のとおり通知します。

資 金 名	(母子・父子・	• 寡婦)			資金
貸付決定番号	第				号
(繰上)償還額					円
(繰上) 償還期日		年	月	目	
残 額					円
			(月賦・半年賦	武・年賦)	
 ※繰上償還の場合	年	月から	初回以降		
操上後の償還					円
	年	月まで	最終回		
					円

親十

和八

銀銀

の表収納代理金融機関名の欄中

附

則

施行期日

1 この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置

2 正をして使用することができる。 この規則の際現にある旧書式による様式第一号の用紙は、当分の間、なお所要の修

告 示

福岡県告示第七百四十四号

改正し、令和二年十月一日から施行する。 収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように

令和二年九月二十九日

福岡県知事 小

Ш

洋

行行 を「十八親和銀行」に改める。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十四号

月福岡県選挙管理委員会告示第六十三号)の一部を、次のとおり改める。 法第十九条の二第一項の規定に基づき公表した資金管理団体の指定の取消 管理団体の指定の取消しの届出について、次の候補者から修正の届出があったので、同 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による資金 (令和二年六

令和二年九月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

資金管理団体の指定取消届の一 法第十九条第三項第一号による届出中、 川野高實及

び田中秀孝の項を次のとおり改める。

川野 高實

川野高實後援会

田中 秀孝

田中秀孝後援会

人事委員会

ここに公布する。 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、

令和二年九月二十九日

福岡県人事委員会委員長

井 手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十四号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (平成十三年福岡県人事委員会規

則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「一般財団法人福岡県建築住宅センター」を「一般財団法人福岡県スポーツ推進基金」

に改め、「公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会」を削る。

附 則

この規則は、 令和二年十月一日から施行する。

誤

正

5

	2	97 4	————— 芒
	2 6 23	E E	隆 〒 手 月
1 增	113 刊①	番公号報	
	規則	種 類 番 同 号上	
	49		
	1	√ 	ペ
	0	上下	欄
	後 ろ か ら 7	ŕ	Ī
		分	描
	P H 値。 が	ī	E
	P H 価● が	THE	- 무